

二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することという。以下第八節までにおいて同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定の適用を受けた中小企業者等の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該中小企業者等の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

第四十二条の九第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第十二条の十一第二項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同項の表の第二号の第一欄中「第二十八条第一項の規定により」を「第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第三号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第四号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第五号の第一欄中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改め、同号の第二欄中「第三条第十四号に規定する金融業務に係る」を「第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する」に改め、同号の第三欄中「政令で定める」を削り、同条第四項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「次条第五項、第四十二条の十一第五項及び」に改

二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することという。以下第八節までにおいて同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定の適用を受けた中小企業者等の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該中小企業者等の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

第四十二条の九第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第十二条の十一第二項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同項の表の第二号の第一欄中「第二十八条第一項の規定により」を「第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第三号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第四号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第五号の第一欄中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改め、同号の第二欄中「第三条第十四号に規定する金融業務に係る」を「第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する」に改め、同号の第三欄中「政令で定める」を削り、同条第四項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条

め、「第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を削り、同条第七項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」とする」に改め、あるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」とする」に改め、同条第八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついで、同法」を「ついで、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「又は」の下に「当該計画に記載された」を加え、「第九項」を「第十項」に改め、同条第二項中「特定機械装置等」を「当該国際戦略総合特別区域に係る前項に規定する財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等」に改め、「又は」の下に「当該計画に記載された」を加え、「前項」を「同項」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」

の十一第五項、」を「次条第五項、第四十二条の十一第五項及び」に改め、「第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を削り、同条第七項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」とする」に改め、同条第八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついで、同法」を「ついで、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「又は」の下に「当該計画に記載された」を加え、「第九項」を「第十項」に改め、同条第二項中「特定機械装置等」を「当該国際戦略総合特別区域に係る前項に規定する財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等」に改め、「又は」の下に「当該計画に記載された」を加え、「前項」を「同項」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」

- 一 前条第一項から第三項までの規定
- 二 前条第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定
- 三 前条第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第四十二条の十二の四第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の五以上」を「百分の五（平成二十七年四月一日前に開始する事業年度にあつては百分の二とし、同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては百分の三とする。）以上」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を、「前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 平均給与等支給額 適用年度の継続雇用者（当該適用年度及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を前事業年度等の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第四十二条の十二の四第六項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあ

- 一 前条第一項から第三項までの規定
- 二 前条第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定
- 三 前条第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第四十二条の十二の四第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の五以上」を「百分の五（平成二十七年四月一日前に開始する事業年度にあつては百分の二とし、同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては百分の三とする。）以上」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を、「前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」に、「の規定を」を「第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 平均給与等支給額 適用年度の継続雇用者（当該適用年度及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を前事業年度等の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第四十二条の十二の四第六項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあ

るの「と」、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇業者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と」、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇業者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇業者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇業者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」とする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九、」の下に「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、」を加え、「並びに前条」を「第四十二条の十二の四並びに前条第七項及び第八項」に、「同じ。」に「を」を「同じ。」の百分の九十に」に改め、同項第五号中「第四十二条の六第二項又は第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額」を「同条第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」に改め、同項第十一号中「前条第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

るの「と」、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇業者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と」、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇業者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇業者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇業者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」とする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九、」の下に「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、」を加え、「並びに前条」を「第四十二条の十二の四並びに前条第七項及び第八項」に改め、「第七十条の二まで」の下に「第四百四十四条及び第四百四十四条の二」を加え、「同じ。」に「を」を「同じ。」の百分の九十に」に改め、同項第五号中「第四十二条の六第二項又は第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額」を「同条第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」に改め、同項第十一号中「前条第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を

七 第四十二条の十第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項に次の一号を加える。

十三 前条第七項又は同項及び同条第八項の規定 それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、「第四十二条の九第二項」の下に、「第四十二条の十第三項」を加え、同条第三項中「第四十二条の六第四項」を「第四十二条の六第十一項」に改め、「第四十二条の九第三項」の下に、「第四十二条の十第四項」を加え、同条第四項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に、「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改める。

第六十八条の百十第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の百十一第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

加える。

七 第四十二条の十第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項に次の一号を加える。

十三 前条第七項又は同項及び同条第八項の規定 それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、「第四十二条の九第二項」の下に、「第四十二条の十第三項」を加え、同条第三項中「第四十二条の六第四項」を「第四十二条の六第十一項」に改め、「第四十二条の九第三項」の下に、「第四十二条の十第四項」を加え、同条第四項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に、「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改める。

第六十七条の六第一項中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条第二項中「第四百十二条」を「第四百四十二条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十三条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「第十項」を「第九項」に、「の百分の五十」を「から普通償却限度額を控除した金額」に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「及び前項」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、「第七十二条第一項各号」の下に「又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号」を加え、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「又は第五項」及び「若しくは第五項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取

第十三条 同上

得した）の場合の法人税額の特別控除」の規定により控除する金額がある場合」に、「当該金額を控除した金額」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取

特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取付した場合は法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする。

第十七条の二第十四項を削り、同条第十五項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とする。
第十七条の二の二第一項中「この項において」を「この項及び次項において」に改め、「。次項において」「対象期間」という。」を削り、同条第二項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場

、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取付した場合は法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする。

第十七条の二第十四項を削り、同条第十五項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とする。
第十七条の二の二第一項中「この項において」を「この項及び次項において」に改め、「。次項において」「対象期間」という。」を削り、同条第二項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場

合には、政令で定める期間」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、同条第七項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中」を「同条第七項中」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第八項中「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、「と、同法第四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法

合には、政令で定める期間」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を、「第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中」を「同条第七項中」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、「と、同法第四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項(企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法

第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、「第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

第十七条の二の三第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、同条第七項中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中」を「同条第七項中」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第八項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する

第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、「第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

第十七条の二の三第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を、「第四百四十四条及び第四百四十五条の二の規定を」に改め、同条第七項中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中」を「同条第七項中」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等に

金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取付した場合は法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取付した場合は法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の第三項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」とする。

第十七条の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人

において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取付した場合は法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取付した場合は法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の第三項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第十七条の二の第三項及び第三項」とする。

第十七条の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に改め、「の規定を」を「、第四百四十四条及び第

が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三百零八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第五項中「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額(震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、「と、同法第四百四十四条の二第二項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項とする」に改め、同条第六項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の二第二項」を「、第四十二条の十二の二第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の二第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五

百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三百零八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第五項中「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額(震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、「と、同法第四百四十四条の二第二項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項とする」に改め、同条第六項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に改め、「」第十七条の三」との下に、「同法第六十七條」とあるのは「法人税法第六十七條」とを加え、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項」を「、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の二第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五

項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章に、「とする」を」と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」とする」に改め、同条第五項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項」を「第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」と

項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章に、「とする」を」と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」とする」に改め、同条第五項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に改め、「第十七条の三の二」と「の二」の下に、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項」

あるのは「前条」に改める。

第十七条の三の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章に」とするを「と、同法第四百四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」とするに改め、同条第五項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、

を「、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。第十七条の三の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「、第四百四十四条及び第四百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章に」とするを「と、同法第四百四十四条中」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」とするに改め、同条第五項中「、第四十二条の十一、」を「から第四十二条の十一まで、」に、「及び第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に改め、

第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項」を、「第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「所得でその源泉が国外にあるもの」を「同項に規定する国外所得金額」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同条の規定を除く。)により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

第二十條の二中「第百六十六條の二」を「第百六十六條の三」に改める。

第十七條の三の三」と「同法第六十七條」とあるのは「法人税法第六十七條」とを加え、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項」を、「第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四條 同上

第十四條第一項中「所得でその源泉が国外にあるもの」を「同項に規定する国外所得金額」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同条の規定を除く。)により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

第三十三条第一項の表所得税法の項中

	掲げ
--	----

は	
る金額につき	掲げる金額又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第八号（定義）に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一項第一号から第六号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき
若しくは	掲げる金額又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第八号（定義）に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一項第一号から第六号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき

を

第百六十五条の六第二項	第百五十三条		
		掲げる金額につき	又は
の控除限度額と		掲げる金額又は東日	若しくは
の控除限度額及び復		掲げる金額又は東日	若しくは
て政令で定める金額		掲げる金額又は東日	若しくは

第三十三条第一項の表所得税法の項中

	掲げ
--	----

は	
る金額につき	掲げる金額又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第八号（定義）に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一項第一号から第六号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき
若しくは	掲げる金額又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第八号（定義）に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一項第一号から第六号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき

を

第百六十五条の六第二項	第百五十三条		
		掲げる金額につき	又は
の控除限度額と		掲げる金額又は東日	若しくは
の控除限度額及び復		掲げる金額又は東日	若しくは
て政令で定める金額		掲げる金額又は東日	若しくは

本大震災からの復興のための
 に必要な財源の確保に関する
 八号（定義）に規定する復興
 記載すべき同法第十七条第一
 まで（課税標準及び税額の申
 つき
 興特別所得税控除限度額とし
 と

に改め、同表租税特別措置法の項中

第四十条第十四項

の額

の額及び復興特別所得税

の額

を

第四十条第十八項	の額
第四十条第二十項	所得税の
第四十条の三の三第 十二項第一号及び第 二号、第十三項並び に第十五項	所得税
第四十条の三の三第 十六項	所得税に係る
第四十条の三の四第 一項	所得税の額（ 及び当該所得 所得税の額以

本大震災からの復興のための
 に必要な財源の確保に関する
 八号（定義）に規定する復興
 記載すべき同法第十七条第一
 まで（課税標準及び税額の申
 つき
 興特別所得税控除限度額とし
 と

に改め、同表租税特別措置法の項中

第四十条第十四項

の額

の額及び復興特別所得税

の額

を

第四十条第十八項	の額
第四十条第二十項	所得税の
第四十条の三の三第 十二項第一号及び第 二号、第十三項並び に第十五項	所得税
第四十条の三の三第 十六項	所得税に係る
第四十条の三の四第 一項	所得税の額（ 及び当該所得 所得税の額以

第四十条の三の四第
五項第三号及び第四
号、第六項並びに第
七項
所得税

				延滞税				の額及び復興特別所得税の額
			所得税の額及び復興特別所得税の額	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税			所得税及び復興特別所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
外		税の額	並びに当該所得税の額及び復興特別所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額			所得税及び復興特別所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
	外		所得税の額及び復興特別所得税の額以外	所得税及び復興特別所得税			所得税及び復興特別所得税	所得税及び復興特別所得税

平成二十三年法律第十七号)第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項を次のように改める。

に、「(

第四十条の三の四第
五項第三号及び第四
号、第六項並びに第
七項
所得税

				延滞税				の額及び復興特別所得税の額
			所得税の額及び復興特別所得税の額	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税			所得税及び復興特別所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
外		税の額	並びに当該所得税の額及び復興特別所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額			所得税及び復興特別所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
	外		所得税の額及び復興特別所得税の額以外	所得税及び復興特別所得税			所得税及び復興特別所得税	所得税及び復興特別所得税

平成二十三年法律第十七号)第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項を次のように改める。

に、「(

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）		第三十七條の三	
及び同法の合計額		、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号。第三百十四條の八において「特別措置法」という。）第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額	
及び同法	、同法	及び同法	、同法
控除限度額並びに	控除限度額、特別措置法第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額並びに	及び同法	、同法
第三百十四條の八			

第三十三條第七項を同條第八項とし、同條第六項中「第七條第四項」を「第七條第五項」に、「第四項に」を「第五項に」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「第七條第三項」を「第七條第四項」に、「第七條第一項（前項）」を「第七條第一項又は第二項（これらの規定を前項）」に、「第三十三條第四項」を「第三十三條第五項」に改め、同項

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）		第三十七條の三	
及び同法の合計額		、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号。第三百十四條の八において「特別措置法」という。）第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額	
及び同法	、同法	及び同法	、同法
控除限度額並びに	控除限度額、特別措置法第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額並びに	及び同法	、同法
第三百十四條の八			

第三十三條第七項を同條第八項とし、同條第六項中「第七條第四項」を「第七條第五項」に、「第四項に」を「第五項に」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「第七條第三項」を「第七條第四項」に、「第七條第一項（前項）」を「第七條第一項又は第二項（これらの規定を前項）」に、「第三十三條第四項」を「第三十三條第五項」に改め、同項

を同条第六項とし、同条第四項中「第七条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）において第十号第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあつては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百一条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第十条第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項（同法第四百四十四条において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条第三項及び第三十七条中「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規

を同条第六項とし、同条第四項中「第七条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）において第十号第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあつては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百一条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第十条第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項（同法第四百四十四条において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 同上

附則第二十二條第一項中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規